

地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（仮称） の策定について（案）

1. 中教審答申における提言

複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築

地域における高等教育のグランドデザインの策定をはじめ、地域の高等教育に積極的に関わるという観点から、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等とが恒常的に連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」において議論すべき事項等について、国による「ガイドライン」を策定する。

（グランドデザイン答申より抜粋）

2. 策定に向けた進め方

- 第10期大学分科会における主な検討事項として、「地域における高等教育機関と大学間の連携の在り方」が掲げられていることを踏まえ、本ガイドラインを策定するにあたっては、大学分科会での審議を行う。
- また、策定に係る事務的な検討を進めるにあたっては幅広く有識者や先進事例関係者等との意見交換を行うこととする。

3. スケジュール

令和元年9月18日（水）	大学分科会（第150回）
	ガイドライン策定の進め方、盛り込むべき事項を審議
10月～	有識者等との意見交換
11月～3月	大学分科会（1～2回程度）
	ガイドライン（案）について審議
令和2年3月頃	ガイドライン策定・公表

地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（仮称）

＜盛り込むべき事項（たたき台）＞

第1章 地域連携プラットフォームの必要性

- 平成30年11月26日の中央教育審議会「グランドデザイン答申」等を踏まえつつ、今なぜ「地域連携プラットフォーム」（仮称）が必要なのかについて、改めて整理する。

＜ポイント＞

- ① 高等教育機関は地域の人材を育成し、地域行政・産業を支える基盤である。これを十分に機能させるためには、地域で何が必要とされているのか、地域に対してどのような貢献ができるのかについての情報共有や連携が欠かせない。
- ② とりわけ、人口減少、産業構造の変化やグローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、各地域において、地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と高い能力をもった人材の育成がこれまで以上に重要になってきている。
- ③ 2040年には18歳人口が現在と比較して74%となり、大学進学者数も大幅に減少することが見込まれている。各高等教育機関は「18歳中心主義」を維持したままでは現在の規模を確保できないことを認識し、これまで以上に多様な学生を受け入れるとともに、地域全体の将来像を常に念頭に置きながら、その機能の強化や他機関との連携・統合を含めた将来の組織改編等の戦略を立てていく必要がある。
- ④ 大学等の地域連携については、これまでも多様なプラットフォームが形成され一定の成果を生んできたが、地域における高等教育の将来像に関する議論は必ずしも行われてこなかった。また、地域の将来に関わるデータが不足していたり、まとまっていなかったりするため、現状や課題が必ずしも関係者間で十分共有されているとは言い難い。



- ⑤ 各地域の高等教育が持続的に発展し、地方創生に一層貢献していくためには、多様なステークホルダーが地域及び高等教育に関わる課題や危機感を共有し、その未来像をめぐる議論に積極的にコミットしていく必要がある。
- ⑥ このため、高等教育機関のみならず、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づく現状・目標の共有、連携協力の抜本的強化を図っていくことが不可欠である。

第2章. プラットフォームの体制整備

- 各地域において、恒常的な議論・連携の場の構築・運用が円滑に進むよう、体制整備を検討する際の観点として考えられる項目例を整理する。

(1) 対象地域の考え方

- ① 県単位
- ② 県を超えた経済圏単位
- ③ 県内のブロック単位
- ④ 大学等を有する市町村単位
- ⑤ 複数プラットフォームが併存する場合の考え方 等

(2) 参画主体・参画レベル

- ① 対象地域の高等教育機関
- ② 地方公共団体
- ③ 各種経済団体
- ④ 県教委、市町村教委代表組織、各種校長会
- ⑤ P T A代表、まちづくり団体 等

(3) 設置方法

- ① 域内高等教育機関の連絡協議会による設置
- ② 地方公共団体の首長等による設置
- ③ 国の声かけによる議論の場の立ち上げ 等

(4) 議論を活性化の工夫・仕掛け

- ① データに基づく議論の工夫（大学等の研究者チームによるデータ収集の仕組化、地方公共団体、産業界における必要なデータの収集）
- ② 先進事例関係者の招へい・事例発表
- ③ 熟議などの工夫
- ④ パブリックコメント、公聴会、インターネットによる意見募集
- ⑤ 地方議会への情報共有・意思疎通の方法
- ⑥ 情報公開のあり方 等

第3章 議論することが考えられる事項

- 当該地域の高等教育グランドデザインを検討する上で、議論することが考えられる観点やデータ・資料等の例をなるべく網羅的に記載する。
- このうち国で収集することが適当なものは巻末に整理・掲載し、地域で収集することが考えられるものはその旨本文に例として記載する。

1. 議論の立ち上げ

- まずは、地方公共団体や産業界等が策定している地域社会・地域産業のビジョンについて共有・理解を進めた上で、これらを念頭に置きつつ高等教育が果たしている役割を再確認していくことが考えられる。
- その上で、今後の18歳人口の推計と大学進学率等のトレンドも念頭に置きつつ、参画機関が連携協力して現状・課題の分析を行い、地域の発展に向けたビジョン、その中における高等教育の方向性を共有し、必要な施策を検討していくことを合意する。

<議論の基になるデータ・資料等>

- ① 地方公共団体、産業界等が策定している地域社会のビジョン
- ② 中央教育審議会答申『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』
- ③ 高等教育に関する基礎データ（大学進学者数推計、大学入学者数推計） 等

2. 現状の共有・理解

(1) 大学等が地域で果たしている役割

<議論の基になるデータ・資料等> ※は十分整備・活用されていないと考えられるデータ

- ① 域内大学等への進学による他県からの人口流入（過去の推移と見通し）
- ② 各大学等における学修成果（学生調査、卒業生調査等の結果）（※）
- ③ 域内大学等による域内各産業・行政への人材供給状況
- ④ 卒業生の域内就職率、域内外国人留学生の域内就職率
- ⑤ 産学連携・共同研究の状況
- ⑥ 域内の文化拠点としての役割
- ⑦ 大学等の地域連携と大学間連携の現状
- ⑧ 大学等が生み出している経済効果試算（※） 等

(2) 大学等入学者数の将来見通し

<議論の基になるデータ・資料等>

- ① 域内の高等教育機関の配置状況・定員総数・在籍者総数
- ② 県及び市町村の人口推移、18歳人口の推計
- ③ 大学等進学率の推移・推計
- ④ 高校生の大学等進学希望率と実態との差（※）
- ⑤ 高校生の県内大学等進学希望率と実態との差（※）
- ⑥ 県外大学等進学による人口流出の状況
- ⑦ 高等教育無償化が大学等進学率に与える影響の見通し（※）
- ⑧ 自県進学率と大学等収容力（進学者数に対する収容力に加え、18歳人口／進

学希望者／自県進学希望者に対する収容力) (※)

- ⑨ 18歳以外の多様な学生の受入の現状と見通し(社会人、留学生)(※)
- ⑩ 当該地域におけるAI・ロボット等で代替可能な職業の状況・雇用数(※)(代替不可能な人材を生み出す上での高等教育の役割) 等

(3) 地域特性や産業構造等を踏まえた人材ニーズ

＜議論の基になるデータ・資料等＞

- ① 県及び市町村の人口推移、生産年齢人口の推計
- ② 域内産業の構造と将来見通し
- ③ 域内企業等のグローバル化の現状と見通し
- ④ 域内の外国人旅行者・在留外国人の受入状況及び見通し(※)
- ⑤ 当該地域におけるAI・ロボット等で代替可能な職業の状況・雇用数(※)(代替不可能な人材を生み出す上での高等教育の役割)
- ⑥ 域内産業界が期待する資質・能力・知識(人材需要)と供給とのミスマッチ、将来見通し(※)
- ⑦ 大学等卒業生の県内就職率と県内就職希望率の差(※) 等

3. 議論のアウトプット

- 各参画機関が地域社会のビジョン、高等教育を取り巻く現状について共有・理解した上で今後の目標や方向性について合意し、具体的施策を検討することが期待される。ここでは成果として考えられる事項を例示する。

(1) 方向性、目標の共有(グランドデザイン)

- ① プラットフォームの今後の活動方針、大まかなロードマップ(短期・中長期、必要に応じての目標設定等を含む)
- ② 大まかな大学等の規模・分野・配置のイメージ、各参画機関が連携して取り組むべき事柄の方向性
- ③ (必要に応じて)各構成機関の将来ビジョンの改訂(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、大学等の中期目標・中期計画、各地方公共団体の教育振興基本計画) 等

(2) 目標達成のための手段・連携方策

- ① 大学等進学率／大学等進学希望率の向上策
- ② 自県大学等進学率／自県大学等進学希望率の向上策
- ③ 留学生の受入促進策、留学生の就職促進策
- ④ 社会人学生の受け入れ促進策
- ⑤ 卒業生の地元定着促進策、産業界とのマッチング向上策、魅力ある産業創出
- ⑥ 企業等で求められる人材像と大学等で育成すべき人材像の擦り合わせ
- ⑦ 域内産業・行政への人材供給方策
- ⑧ 地方公共団体、産業界における大学等への支援体制の確立
- ⑨ 地方公共団体、産業界に対する大学のシンクタンク機能の確立
- ⑩ 地域における大学等施設の活用
- ⑪ 社会ニーズを踏まえた学部・学科等の改組、教育内容・方法の見直し
- ⑫ 以上を実施するために必要な、国公私の枠組みを超えた大学間の連携・統合の在り方(一法人複数大学制度、大学等連携推進法人(仮称)等の活用) 等

参考資料

関連データ集、関連制度・スキーム資料